『提綱答古知幾』の語彙

佐藤喜代治

一

ここに翻訳兵書の一例として採り上げる『提綱答古知幾』は、その総論に「千八百五十三年　和蘭官軍歩兵隊七代瑪容児職（マヨール）　友唉格（ウイコ）諾布（ノーフ）　識」とあるものである。原書の伝存について確かめる暇が無く、原文と対照することができないのは残念である。訳者については記載が無く、知ることができない。訳述の時期もわからない。今、本文は東北大学蔵狩野文庫本によるが、四巻七冊の写本で、東京仙台藩邸の印がある。奥に「文久三年癸亥年九月日　霞　円　蔵」と記しているが、「霞」「円」二字の下は墨で消してあり、また、巻頭に「霞仙」という印が押してあるのによれば、正しくは「霞仙園」というのかと思う。文久三年は一八六三年で、原著成立の一八五三年から十年後であるが、この十年の間に翻訳が行われ、筆写が行われたことがわかる。筆写の本文は誤字が極めて多く、中には文意がよく通じない所もあり、忽卒の間に筆写が行われたことを思わせる。当時、兵書に対する需要が切実であったことが感じられる。『国書総目録』によれば、本書は、静嘉堂文庫・葵文庫・尊経閣文庫に蔵本がある由で、機を見て参照したいと考えている。高野長英の『三兵答古知幾』は安政三年（一八五六）刊行されたが、その以前に伝写が行われていたかもしれない。『提綱答古知幾』は、その書名からすれば、『三兵答古知幾』を参照したようにも見えるが、本文について見る限りでは、訳者が直接参照したかどうか、明確ではない。

以上に述べたような事情により、本書の語彙全般にわたって考察することは妥当でない点があり、ここでは、筆者が関心をもった若干の語彙について観察を試みることとする。

二

本書で翻訳に用いたことばは、今から見れば奇異に感じられる点があって、当時においても一般に通用する程度のものであったかどうか、疑わしい場合がある。たとえば、

「ハウッツエン」（地名）ニ於ル同盟政事千八百十三年五月十二日ノ保障ヲ構ヘタル陣地アリ。（一二八章）

此法ヲ以テ千八百十四年ノ野戦ニ那剝列翁（エスタシシル）ハ会斯多細支児（地名）ニ於テ追撃シ来ル同盟政事ヲ三月二十六日逆撃シタリ。（一四三章）

のように、「同盟政事」という語を用いている。バウツェン（Bau-

tzen）は、ナポレオンがプロシアとロシアの同盟軍を破った所である。『三兵答古知幾』（以下「三兵」と略す。）には、

抜烏先地名ノ野戦ニ、散隊ヲ以テ、失幾斯微都乎山名ニ設ル礮台ヲ奪フ例アリ。（中略）此戦闘中、共和軍ノ左翼ニハ、一斉ニ幾多ノ放礮攻撃ノ法ヲ行ヒ、払朗察兵モ、亦斉ク之ヲ放チ、且ツ相共ニ散隊ヲ用ヒテ、敵ノ礮台ヲ攻撃ス。而此攻撃諸法ノ中、殊ニ共和国ノ攻法、功多クシテ、払朗察軍ハ、其後此処ニテ、幾多ノ諸礮ヲ失フ。（巻十二）

とあるのは、同じくバウツェンの戦闘について述べたものと思われるが、ここでは「共和軍」「共和国」と言っている。この翻訳については『提綱答古知幾』（以下『提綱』と略す。）が『三兵』を参照したかどうか、明らかでなく、「同盟政事」「共和国」のように、訳語が区々で動揺しているさまを示している。また、

千八百十二年魯国ノ陸戦ノ時、此編成法ヲ採用シ、一度ヒ勝ヲ制シタル履歴アリ。（四〇章）

歩兵隊各種戦闘法ノ名誉ナル履歴ハ千八百七年ヨリ千八百十四年間是班呀国ニ於テ支幾爾島ノ陸戦アリ。（五九章）

のように、「履歴」という語を、前例または事例の意味で用いている。「履歴」は『辞源』に「生平之所ニ経歴ニ及所ト任之職務也。」また、「後世就レ任者。例須下以ニ出身・職名・事跡ニ呈中送上官上。謂ニ之履歴一。」とあり、現在も、ほぼここに言うような意味で用いているが、『提綱』では右のような特異の意味に用いている。また、

鎗ハ此兵器中恐怖スヘキ者トス。然レトモ此兵器ハ其使用甚タ習慣ヲ得ル兵ニ非スンハ望ム処ニ非ス。（一三章）

行軍ハ用兵術ノ一部分ニシテ、既ニ平和ノ間総軍ヲ適宜ニ慣習セシム。（二二九章）

とあるように、「習慣」「慣習」を「習熟」「熟練」の意味に用いている。これらの語がどのように用いられてきたかをまだ明らかにし得ないが、ここでは字義に即して用いていると言える。ここにも翻訳の一つの特色が見られるかと思う。また、

弾薬ハ各位抜的列ニ因テ相輸送ス。十二斤砲野砲隊用ニハ実弾六十二個、霰弾十八個、柘榴弾十二個ニシテ会計九十三発分。（四三章）

此ノ時ノ左翼ノ浜ヨリハ謨里多児人名ノ細比支ノ諸位抜隊竜ノ外更ニ渡渉シタル者ナシ。之ヲ会計スルトキハ大約一万人ナリ。（二七四章）

これらの例に見える「会計」は今「合計」というのに相当する。「合計」の意味がどのように翻訳されていたかを辞書類によってみると、『和蘭字彙』では som の項に「elne somme optillen 桁々ノ高ヲシメ上グル」。英和辞典では、『英華和訳字典』（明治十二年）（以下『英華』と略す。）には、Sum に、漢訳では「共計、合計、合数、合賑、総数、総賑、統計、統算、総共」、和訳では「ソウケイ、ソウスウ」、Total に、漢訳では「共係、共計、共算、総計、統算」、和訳では「ソウダカ」。『増補改正和訳英辞書』（明治六年）（以下『和訳』と略す。）には、Sum に「高（金銀抔ノ積リ高ナリ）。頂上」、Total に「総高」。『附音挿図英和字彙』（明治六年）（以下『英和』と略す。）に、Sum に、「額、総計、合数、大略、簡約、完全」、Total に「総高」。『独和字典』（明治六年）（以下『独和』と略す。）には、Summe に「全数、金高」とある。これらの例から見れば、

『提綱』で「会計」という語を用いているのは慣用的なものでなかったようである。しかし、「会計」という語は古く『周礼』地官、舎人に「歳終則会二計其政一」。とあるように、古くから官庁用語として用いてきたと考えられる。これが現在も使われている「会計」であるが、本書ではこれを本来の字義に従って用いたと言える。

訳語として用いた漢語には中国で近世行われた語を用いた場合がある。

騎兵ハ街坊外ニ備ヘテ游偵トナシ、且ツ、塘報（ヘルトヲアフト）ノ職務ヲ任ス。（九三章）

小報塘（ケレヲヘルトヲフト）（「小塘報」の誤りか）ヲ処々ノ通路ニ在ラシメ、游偵（パトロイルル）ヲイタシ、且、夜中斥候ヲシテ保障ノ全周ヲ巡行鑑察セシム。（一二五章）

塘報ノ司令官及ヒ諸配備兵ノ司令官兵（「兵」は衍か。）枢要トスル職務ハ務メテ地利ヲ察カニシ、ソノ国ノ境内ニ在ス住民ヲ詰問スヘシ。（一四八章）

これらの例に見える「塘報」は見張りの意に用いている。「塘報」は『大清会典』兵部によれば、清朝の職制にあり、通報をつかさどるものであるが、一般には見張りの意に用いる。今、原語を確かめ得ないが、『和蘭字彙』には wagte に「番」また「番シテ居ル者共」という訳がある。この訳語は俗語であり、また注解に近いもので、訳文では文章を整えるために「塘報」という語を借りたのであろう。また、たとえば、

後軍ハ固ク站立シテ旋師ヲ擁護シ、終ニ陸続シテ旋師スヘシ。（二八四章）

歩兵若シ暫時站立スルトキハ、敵ノ砲兵発射中ニ裸站スルコト屢ナリ。（六六章）

のように、「站立」または「裸站」という語を用いているが、「站」という字も中国では近世に見られるもので、「站立」は『福恵全書』に、

坐ㇾ堂時承印站二立堂簷之左一。門子（ソツトメ）站二立堂簷之右一。（蒞位部出二堂規）

という例がある。

これらの語は現在では見られないものであるが、中国近世において、少なくも官庁用語、ないし実用語として行われ、わが国にも知られていたものと考えられる。翻訳に当たってこれらの語を応用したのであって、注目すべき点の一つと考えられる。演習という語も類例の一つである。

粤幾設爾支苴演習（エキセルシチー）ノ語ハ其意味定限有リ。兵士ニ武器ヲ携ヘシメ、前章開載セル使用ヲ教操セシムルヲ云。（一五章）

ここに見える「演習」という語はすでに『三兵』にも見え、たとえば、

礮兵ノ功用多キハ、他兵ニ比スレバ、殊ニ其兵士ノ演習ト、自得スル術ニ係ルコト多シトス。（巻十八）

のように用いている。橋本左内の書簡にも、

俄仕立之陣隊も大に出来宜、随分上段之中にても上之方に附候位、尤其前には必至演習も有之候事に御座候。（安政四年十月七日）

という例がある。軍隊用語として早くから行われていたと思われるが、この語は『書言字考節用集』に「演習（ナラヒコム）」とあり、典拠として『文公家礼』をあげているが、文公家礼にはその例が見当たらない。

しかし、中国では近世「演習」という語が行われたようで、「演」という字は、宋本『玉篇』に「計也。長也。延也。長流也。又水門也。」とあるが、『続字彙補』には「演習」という注がある。本来は、ひろく訓練、練習の意味で用いたのが、兵書で用いることによって意味が限定されてきたものと考えられる。原語と思われるexercitieは、『和蘭字彙』にはこの語が無く、『英華』ではExerciseに、漢訳に「習、練、習練、教練、操、操練、訓練」、和訳に「ナラフ」、to exercise soldiersには、漢訳に「操兵、練兵、演兵」、和訳に「ヘイヲネル」とある。『和訳』では「稽古、文章、練法、業、用ヒ、練兵、習熟」、『英和』では『演習、運動、使用、習慣、操練、職業、工課、礼拝、文章」とあって、種々の訳語が見えるが、その中で「演習」が軍隊用語として定着していったと考えられる。勝海舟の『陸軍歴史』の三兵伝習に、

卯九月伝習歩兵演習時限之割

六時起　六時十二分人員改掃除　六時半食餌　七時半より九時半まで演習　十時「ラポー」　十一時十五分昼人員改　十一時より十二時迄小頭願稽古　十二時午飯　一時より三時半迄演習　六時夕飯　八時夜人員改

格別勉励の兵士は人員改後遊歩を許す

同断下役は十時迄を許す

とある。ここに見える「卯九月」は慶応四年（明治元年）のことである。この「演習」のほかに、「調練」「操練」等の語も多く用いられていて、それらに使い分けがあったかどうかはまだ確かめていない。

なお、以上のほかに、当時一般に通用したと考えられる語も見える。たとえば、

是ノ如キ点処ハ務メテ堅固ニナシ、柵ノ（ヲ」の誤り）設クルハ当然ニシテ容易ナル手術ト云フヘシ。（九九章）

其故ハ樹籬中他ノ開路アルハ、此彼ノ方法ニ因ツテ之ヲ蔽匿スルノ手術少ケレバナリ。（一〇三章）

のように、「手術」という語を手段の意味で用いているが、これはこの時代の一般的な用い方であったと考えられる。[注一]また、

且ツ若シ塘報前ニ出張シタル処ナレハ、斥候ハ当時占領シタル旧位ニ在ラシメ、止ムヲ得サルニ非スンハ転移スルコトナカレ。（一四八章）

のように、「出張」という例があるが、これは「出張（でばる）」を音読したもので、これも当時慣用された語と考えられる。

三

『提綱』ではたとえば、

都テ時間ヲ費シ、且ツ工ニ過ル事ハ殊ニ避ケスンハ有ルヘカラス。（二三章）

二倍ノ時間ヲ費ス患有リ。（二五章）

之ガ為メニ時間ノ費ルヲ着眼セサル時、此隊制ヲ用ヒテ利有リトス。（三七章）

両翼ノ内一翼ヨリ始、（割注省略）而シテ適宜ノ時間ヲ守リ、他翼ノ方ニ函次ニ波及セシム。（四九章）

のように、「時間」という語を用いているが、『三兵』では、「時間」と言うべきところを「時刻」と言っている。たとえば、

此ハ其時ニ臨デ、種々変化スルカ故ニ、其時刻ヲ費耗スル所、

預メ正算シ難キニ至ル。（巻七）

軍行一縦隊ヲ要スル時ハ、其隊ノ長サニ準シテ、其時刻ノ費、次第ニ増進ス。（巻七）

此法簡易ニシテ、以テ大ニ時刻ヲ消耗スル患ナシ。（巻七）

問テ曰。汝其細比支隊ヲ領シテ、此高所ニ到ルニハ、幾多ノ時刻ヲ要センヤト。（巻八）

とある。『提綱』でも、

敵兵ヲシテ吾前軍ノ占領セル地位ヨリ中軍屯聚場迄ノ間隔ヲ進達スルニ一倍半ノ時刻ヲ費サシム。（二五一章）

のように、「時刻」と言い、また、『三兵』では、

此軍行中、兵士ノ精力ヲ養フ法、其全路程ヲ分ツテ、三部トナシ、兵士其一部ヲ過ルトキハ、此処ニテ三時間ノ小休憩ヲ行ヒ、（原注省略）、而此間ニ於テ、飲食ヲ製造セシメ、又行クコト、一部ノ後ハ、四時間ノ休憩安臥ヲ許シ、而終リノ一部ヲ過尽ル後ハ、此処ニテ、少ナクモ、六時間ノ休憩ヲ為サシメ、（巻六）

のように、時間の長さについて言う場合は、「三時間」「四時間」のように、「時間」と言っているが、これは「三―時間」「四―時間」ではなく、「三時―間」「五時―間」という構成と考えられる。

尋常軍行一日ニシテ、其間少ナクモ、夜中六時ノ休憩ヲ要ス。（巻六）

のように、「六時間」と言わず、「六時」と言っている場合がある。「時刻」という語は古くから見え、『宋書』蕭皇后伝に、

毎旦入ニ朝太后一。未ニ嘗失ニ時刻一。

という例がある。宋の武帝は継母である蕭皇后に対して孝心が深く、毎朝あいさつに出向き、時刻を違えることが無かったというのである。この場合、「時刻」の「刻」は「漏刻」という語に基づいていると考えられる。『南史』謝微伝に、

時魏中山王元略還レ北。梁武帝餞ニ於武徳殿一。賦レ詩三十韻。限ニ三刻一成。微二刻便就。文甚美。

とある。北魏の中山王元略は梁の武帝の厚遇を受けていたが、北方に帰るに当たって送別の宴に詩作が行われたというのであるが、ここに「三刻」「二刻」というのは、時間の経過を示すものであって、その点から考えれば、「時刻」を「時間」の意味に用いる余地もあるわけである。『三兵』で「時刻」という語を用いているのは漢文における慣用に従ったものと思われる。

『和蘭字彙』では tijd を「時」、uur も「時」と訳し、「彼国ノ一時ニシテ日本ノ半時ナリ」という注を加えている。『改正増補蛮語箋』では tijd に「時節」を当て、会話例では「我当ニ辞去底時刻至矣」の「時刻」に相当するのが tijd である。『英華』では、time に、漢訳で「時、時候、光陰、辰、時節」、和訳で「トキ、ジセツ、ジダイ」、in or within an hour's time に、漢訳で「一点鐘之間」、和訳で「イチジカンノウチニ」とある。また、hour については、twenty fourth part of a day に漢訳で「一日二十四之一」、和訳で「イチニチノニジフシブンノイチ」、an hour には漢訳に「一点鐘」、和訳に「ヒトトキ」とある。『和訳』では time に「時、度、拍子ノ長短」、hour に「時（一時二時ノ）、時刻」、『英和』では、time に、「時、度、光陰、時代、音節」、その第二版（明治十五年）では、このほかに「時間、時節」が加えられている。hour には「時（我半時）、期、時刻」、第二版では「時（一日ノ二十四分ノ一）、期、時刻」。また、『独和』では、Zeit に「時、時季、暮シ、柏子、

時節、時（働詞ノ）」とあり、ほかに、Zeitmasz に「時ノ長サ、時間」、Zeitraum に「時間」とある。これらの訳例を見ると、「時間」は、時の長さ、時の経過という意味を込めて使われているようであり、そういう意識がはたらいて、time を単に「時間」と訳すことはなかったのであろう。それにしても、『提綱』で「時間」という語を用いているのは、用例としては古い方であろうと考えられる。また、『提綱』に、

騎兵隊ハ平坦ノ地ニ於テ序行スル時ハ一小時間大率ネ一小時行和蘭ノ五里程ヲ経過ス。緊行ニハ一小時間ノ四分一ニ於テ二分一小時ヨリ四分一小時行ヲ経過ス。而シテ四分一半七分時半時間ヲ耐ユル者トス。（一三章）

とあるように、「小時」という語を用いているが、「一小時」は今言う「一時間」に相当する。従って、「二分一小時」は三十分、「四分一小時」は十五分、「四分一半時間」が七分半になる。

塘報ノ各兵士ハ二十四小時（按、日中ヨリ夜中迄ノ二十四小時ニ割ル者）ヨリ久シク斥候ノ職ニ塡スヘカラス。（一四八章）

とある「二十四小時」は一昼夜、「二四小時」は八時間をさすと考えられる。志筑忠雄の『暦象新書』の凡例に、

一昼夜を二十四時とし、六十分時の一を分とし、六十分の一を秒とし、六十分秒の一を忽とす。度の分秒も亦之に同じ。按ずるに、今清に用ゆる所も亦此と一也。但し時の十五分を一刻とし、四刻を一小時とす。

とあって、「小時」も中国で清の時代に行われた語であることがわかる。右の訳文で「四分一小時」「四分一半時間」と言っているのも、「一刻」を単位とする観念に基づいていると見られる。なお、

通常歩兵隊ハ進行ノ遅速ヲ平均シテ一分時間（ミニユート）百歩、即チ七十五会爾ヲ経過ス。（一三章）

という例がある。「会爾」は英語の ell に当たる語。また、

歩兵銃ヲ以テハ一分時間ニ於テ其発射二回ヨリ多キヲ得ル事能ワス。（一三章）

という例がある。これらの例に見える「一分時間」は今「一分」と言うのに当たる。『三兵』では、たとえば、

歩兵ハ疾歩ニハ一密扨多（西洋一時ノ六十分一即チ一分時）ノ間ニ百五十歩トス。（巻六）

又平歩ハ、一密扨多ノ間ニ百十歩トス。（巻六）

のように、「密扨多」と音訳しているが、また、たとえば、

此行軍中ニモ、亦上ニ示ス、休時ノ外、尚十分時（一分時ハ西洋一時ヨリ、十五分時ノ小休憩ヲ要ス。（巻六）ノ六十分ノ一ナリ）

のように、「分時」という語を用いているが、ここに割注で示しているように、「分時」という語がまだ広く行われてはいなかったのであろう。『提綱』で「分時」に「ミニユート」というふり仮名を加えているのも、「分時」が訳語としてまだ熟していないことを示している。柴田剛中の渡欧日記に、

蒸気車会所にて暫く待合、第十時七ミニユート前発車。

第七時十一ミニユート過、車を出す。

のように、「ミニユート」という語を用いているが、これは慶応元年七月の記事である。『和蘭字彙』では minúut を「一分」と訳し、「此方ノ一時ノ百廿分ノ一、和蘭国ノ一時六十分ノ一ナリ」という注を加えている。『英華』では、漢訳に「細微、細吶」、和訳に「ブン（分即一時六十分之一）」とある。『和訳』に「分時（ブンジ）（彼邦ノ一時

六十分ノ一)」、『英和』に「分時(ブンジ)(西洋一時ノ六十分一)」、その第二版には「分時、一分」とある。『独和』にも「分時(ブンジ)(彼邦ノ一時ノ六十分(ブン)ノ一)」とある。このように、「分時」「分」という訳は早くから行われているが、初めは「ブン」と濁音に言ったと考えられる。『言海』には「ふん」と、清音の語があげてあり、後に清音に変わったのであろう。

ちなみに、先に「時間」の用例としてあげた文に、

二倍ノ時間ヲ費ス患有リ。(二五章)

とあり、「二倍」という語を用いているが、『三兵』では、

其時刻ノ消耗、行軍ノ始メト雖モ、上ノ一倍ヲ以テ之ヲ算スベシ。(巻七)

伴碁陣ヲ以テ、囲軍スルニハ、一定ノ路程ヲ経過スルニ、常ニ一倍ノ時刻ヲ費耗シ、(巻十)

のように「一倍」という語を用いている。『提綱』にも、先に「時刻」の例にあげたが、

敵兵ヲシテ吾前軍ノ占領セル地位ヨリ中軍屯聚場迄ノ間隔ヲ進達スルニ一倍半ノ時刻ヲ費サシム。(二五一章)

のように、「一倍半」と言っている。これを辞書類で見ると、『和蘭字彙』では dubbel に「二重」とあるが、Den dúbbelde dúcaat に「『デュカード』一倍ノ値ノ金銭」とある。『英華』では Twice の中で、twice as much の漢訳に「両回叶多、二倍之多、両倍子」、和訳に「オホキコトニバイ」、Two-fold に、漢訳に「両倍、双倍」、和訳「ニバイノ」とあり、『英和』には、Twofold に「二重ニ、二倍ニ」とある。唐の李端の「宿ニ淮浦一憶ニ司空文明一」という詩に、

愁心一倍長ニ離憂一　夜思千重恋ニ旧遊一

という句があり、「一倍」が古い言い方であったようにも思われる。字義に即して言えば、「半」に対して単に「倍」と言ってすむのであるが、「三倍」「五倍」という言い方に対して「一倍」という言い方も生じたかと思われる。ただ、『英華』に見られる「二倍」「両倍」「双倍」という言い方が古くから行われたものか、あるいは、翻訳によって新たに生じたものか、なお、考究を要する。「一倍」が「二倍」よりも古い言い方であるとすれば、『三兵』で「一倍」と言っているのは古い言い方ということになる。勝海舟の『陸軍歴史』の兵餉経費に収めた記録によれば、「大砲一座役々兵賦共凡御入用」の中に、たとえば、

米四拾九石五斗六升　差図役頭取　壱人
　是は壱ケ年凡日数三百五十四日一日壱人米五合つゝ十四人扶持一倍之積

とあるが、一人一日米五合の割合で十四人扶持の一倍は四十九石五斗六升で、ここに言う「一倍」は今「二倍」と言うのと同じである。同様にして、大御番格差図役動方二人分は十人扶持一倍の計算で、七十石八斗支給される。これは慶応元年ごろの記録と考えられるが、この頃、幕府では「一倍」という語を用いていたことが知られる。

四

『提綱』では、

仏国ノ軍隊常ヲ革命(ママ)以来ハ縦隊々々制ノミヲ採用スルニ癖シ、(二二章)

払朗察革命後ノ戦争ニ於テハ此戦闘法益々繁茂シ、(二六章)

のように「革命」という語を用い、『三兵』にも、

那剝列翁（ナポレオン）人ノ説ニ、払朗察革命ノ諸戦中、良地ニ設ル、二十門ノ礮台ハ、銃鎗攻撃ヲ以テ、之ヲ敗ルノ一例ヲ見スト云フ、是ナリ。（巻十二）

という例がある。『提綱』にはまた、

此ノ給養ノ法ハ千八百年代ニ至ル迄幾ント連綿トシテ採用セリ。然ルニ顚覆戦争ノ際、仏朗察国ハ其軍隊ノタメニ倉稟準備ノ法ヲ廃斥シ、師ヲ迎ヘタル異域ニ於テ軍糧ヲ斂メシメタリ。（二五九章）

とあり、この文で「顚覆戦争」の「顚覆」は「革命」の意味で用いていると考えられる。

剝耳（ホール）国ニ於テ千八百三十一年ノ役ニ察古児舎陘（スクルセネット）幾人ハ魯人ト対戦シ、勿設児（ウエンセル）河名ヲ挿禦スルニ抜群ノ方策ヲ以テ河防按即チ第三法ヲ施シタリシ。「ホール」国ニ於テ千八百三十ヨリ三十一年「レイネツエルト」人名ノ顚覆ヲミルヘシ。

とあるのは、事実を確かめ得ないが、ポーランドの独立戦争についての記事で、ここに言う「顚覆」も前の場合と同じ意味に用いていると考えられる。

革命を意味する語を辞書について見ると、『和蘭字彙』では、名詞の語形ではわからないが、動詞では omwender, De regeering van eenen staat omwen に「国ノ支配ヲ変ユル」とある。『英華』では、Revolution に、漢訳に「変、乱、反、叛、叛逆」、和訳に「カクメイ（革命）、ドウラン、ミダレ」。『和訳』に「回転（クワイテン）、改革（カイカク）（政治ノ）」。『英和』では「旋転（メグリ）、運行（ウンコウ）、循環（ジユンクワン）、革命（カクメイ）、動乱（ドウラン）」。その第二版では、ほかに「顚覆、民変」。『独和』では「天変（テンヘン）、厳シキ変革（カクセイジ）（政事ノ）」とある。これら訳語の例を見れば、わが国では早くから「革命」という語が用いられていたように見えるが、それが必ずしも一定していなかったのは、「革命」という語が、本来の語義からすれば、revolution の概念と一致しないことによると考えられる。

無是公子の『洋外通覧』（弘化五年序）に、

一千七百九十三年（寛政二年）仏蘭西王羅徳勿乙吉十七世政事刑罰不平多ク、百姓一揆ノ為ニ殺サレケレバ、其妃モ終ニ命ヲ捨給ヒケル。

とあるのは、一七九三年（寛政五年）ルイ十六世が処刑された事実を述べていると考えられるが、ここでは「百姓一揆」という語を用いている。明治に入って、中村正直の『西国立志編』（明治三年）に、カーライルの事を述べた中に、

ソノ著ハセル「フレンチレヴヲリューション」ノ第一冊ノ写本ヲ友人ニ借シタリシガ、返スニ及ンテ、客堂（パーラー）ノ地板（フロー）ニ置キシヲ、ソノママ忘レタリ。（第四編）

とあって、原名を仮名書している。『自由之理』（明治四年）には、

若シ患害ノ人民ニ及ブコトアリテ、政府コレヲ防ガズ、人民久ウシテ堪（タユ）ル事能ハザレバ、所謂（イハユル）レヴヲルシヨン（叛乱）ヲ起シ、（第五巻）

という例が見える。加藤弘之の『真政大意』（明治三年）には、

尤モ其内ニハ暴君抔モ出テ度々騒乱モ起リ、又殊ニ一度抔ハコロムエルト云フ大英傑ガ出テ顚覆ガ起リ、一旦政体ノ変ジタコトモアリタナレドモ、（巻上）

其後例ノ孟得斯咎（モンテスキウ）或ハ蘆騒（ルーソウ）抔、其外多クノ大学者ガ出テ、追々

公明正大ノ議論ヲ唱ヘテ、専治ノ政体ヲ覆サントスル勢ガ盛ニナリ、夫レカラ大顚覆ガ起リテ政体ガ一変シ、（巻上）

のように「顚覆」という語が用いられ、『国法汎論』（明治九年）にも、

此学派仏国顚覆（按、一千七百八十九年ニ顚覆起リ、王室倒レテ民主政体トナリタリ）以来、欧羅巴大地（按、英国ヲ除キ、全欧ノ陸地ヲ云、）ニ於テ、再三実際ニ用ヒラレ嘗テ此論ニ反セシ徒スラ、遂ニ之ヲ信用シ、普ク国法ノ理ヲ誤ルニ至リシハ、真ニ欧洲ノ不幸ト云フベシ。

とあり、また、その注に、

按、仏国ノ顚覆各国ニ波及シテ、一千七百年ノ末ヨリ、八百年ノ初ニ至ル、各国人肆ママニ王室ヲ倒シ、以テ民主政体ヲ立ント企テシヲ云フ。全ク此災害ヲ免レシハ、独リ英国ノミ。

とある。『哲学字彙』（明治十四年）に Revolution の訳に「革命、顚覆」の二つの訳語をあげ、「按、興国謂二之革命一。亡国謂二之顚覆一。」という注を加えているが、従来行われてきた種々の訳語を統一しようとした跡が見られる。

五

仏国ノ軍隊ハ怠惰ナルカユヘ、輓近ノ戦争ニ於テ爰ニ説キタルト同様ノ卒然急襲ニ屢陥溺セリ。○所謂此ノ戦例ハ千八百十四年三月九日要多唉斯地名ニ於テ麻耳蒙都人名列傑児格爾布斯隊ヲ将テ卒然急襲シタルコトアリ。（二〇四章）

兵隊ヲ聚合シ敵兵ノ掩撃シ来ルヲ待タス然ニ（「逆ニ」の誤りか）我ヨリ敵ヲ迎ヘ撃チ又ハ敵ヲ掩撃スル、之ヲ名ケテ掩撃陣地ト云フ。○是故ニ窊弗刺謨ヲ撃ツトキハ千八百九年九月那剝列翁ノ魯貌越宇島ニ占領シタル陣地ノ如キハ所謂ル掩撃陣地ナリ。（二二四章）

右の例に見える「所謂」という語は、その前にあげた語を受けて、「ここに述べた」という意味で用いている。この言い方は、たとえば『大学』に「所レ謂誠二其意一者。毋二自欺一也。」また、「所レ謂斉二其家一在レ修二其身一者。人之三其所二親愛一而辟焉」とあるのは、前文に「欲レ斉二其家一者先修二其身一。」「欲レ誠二其意一者。先致二其知一。」とあるのを受けて「前に言ったところの」という意味で用いているが、これと同じである。こういう言い方は漢訳仏典にも見られる。この言い方がわが国でどのように伝えられてきたか、明らかでないが、漢文訓読の表現が欧文翻訳に応用された一例と言える。

注一　拙著『国語語彙の歴史的研究』（二九九―三〇〇ページ）参照。

注二　『西洋見聞集』（『日本思想大系』66）所収「仏英行」による。

――フェリス女学院大学教授――